

富里市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(平成20年1月17日告示第9号)

改正 平成22年3月19日告示第37号² 平成25年2月20日告示第25号
平成27年3月20日告示第46号 平成28年3月17日告示第28号
平成30年3月30日告示第38号 令和3年5月12日告示第113号
令和4年3月31日告示第65号 令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊及び損傷を防止し、防災に強いまちづくりの形成に資するため、木造住宅の耐震診断を行った当該木造住宅の所有者に対して交付する木造住宅耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）について、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、これら以外の用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

(1) 木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 市内に存する一戸建ての住宅又は併用住宅であること。

イ 市民が所有し、自己の居住の用に供しているものであること。

ウ 地上階数が3以下で、かつ、住宅に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上であること。

エ 平成12年5月31日以前に着工されたものであること。

オ 主要構造部が木造であること。

(2) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法 耐震改修促進法に基づく国土交通大臣認定耐震診断及び耐震改修に関する指針と解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行。以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に基づく一般診断法による耐震診断（以下「一般診断」という。）又は精密診断法による耐震診断（以下「精密診断」という。）及び「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」（一般財団法人日本建築防災協会発行。以下「新耐震木造住宅検証法」という。）に基づく耐震診断（以下「新耐震診断」という。）をいう（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的

な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に示された方法及びこれと同等と認められた方法を含む。）。

- (3) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であって、次のいずれにも該当する者をいう。

ア 建築士法第23条第1項に規定する登録を受けた一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所に勤務している者

イ 千葉県が開催する建築物の耐震診断に関する講習会、一般財団法人日本建築防災協会が開催する建築物の耐震診断に関する講習会等の課程を修了している者

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら木造住宅を所有し、かつ、居住する者
- (2) この要綱による補助金の交付を受けていない者
- (3) 自己及びその属する世帯の全員が市税（国民健康保険税を含む。）を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（暴力団密接関係者）

第3条の2 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、前条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

（補助対象となる耐震診断）

第3条の3 補助の対象となる耐震診断は、耐震診断士が行う木造住宅の耐震診断とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、耐震診断に要する費用の3分の2以内の額とする。

- 2 前項の額が8万円を超えた場合は8万円を限度とし、1千円未満の額はこれを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、契約及び着手をする前に、富里市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、申請者の同意を得て市の保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 世帯全員に係る住民票の写し
- (2) 世帯全員に係る市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がないことを明らかにする書類
- (3) 申請者が木造住宅を所有していることを証明できるもの
- (4) 木造住宅の建築確認済証の写し又は建築年月日が確認できる書類
- (5) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (6) 耐震診断士の要件を証明するもの（建築士免許証の写し、勤務する建築士事務所の登録を証する書類の写し及び建築物の耐震診断に関する講習会課程の修了証の写し）
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請を受け付けたときは、耐震診断が実施される木造住宅の外部状況を確認するものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、富里市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知を受けた後、申請の内容を変更し、又は予定していた耐震診断を取りやめようとするときは、富里市木造住宅耐震診断費補助事業変更承認申請書（別記第3号様式）に補助金交付決定通知書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の変更等の承認をすべきと認めたときは、富里市木造住宅耐震診断費変更承認通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

3 交付決定者は、耐震診断が予定の期間内に完了しない場合又は耐震診断の実施が困難となった場合は、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、耐震診断完了後1か月以内又は第6条の規定による交付決定があった日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに富里市木造住宅耐震診断費補助事業実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断実績報告

ア 一般診断の場合 木造住宅の耐震診断と補強方法に記載されている一般診断法による場合の診断表に相当するもの

イ 精密診断の場合 木造住宅の耐震診断と補強方法に記載されている精密診断法による場合の診断表に相当するもの

ウ 新耐震診断の場合 新耐震木造住宅検証法に記載されている一般診断法に準じた方法による診断表に相当するもの

(2) 耐震診断の実施状況を撮影した写真

(3) 耐震診断に要した費用の領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、報告書に示された実績が補助金交付決定の内容及び交付決定に際して付した条件に適合すると認めたときは、交付額を確定し、富里市木造住

宅耐震診断費補助金交付確定通知書（別記第 6 号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、富里市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（別記第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により交付の取消しを行った場合において、交付決定者が既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

附 則（平成22年 3 月 19 日告示第37号の2）

この告示は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 2 月 20 日告示第25号）

この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 20 日告示第46号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 17 日告示第28号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 30 日告示第38号）

この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 12 日告示第113号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日告示第６５号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月１４日告示第３０号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第３４条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 5 条関係）

富里市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書

年 月 日

富里市長

様

申請者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けたいので、富里市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名	富里市木造住宅耐震診断費補助事業	
2 交付申請額	円	
3 交付申請額の算出の基礎	耐震診断に要する費用（耐震診断士が発行した見積額） 円（A） （A）に補助率（2／3）を乗じ、千円未満を切り捨てた額 円（B） 限度額： 80,000円（C） 交付申請額：（B）と（C）のいずれか低い方の額 円（D）	
4 耐震診断の着手予定年月日	年 月 日	
5 耐震診断の完了予定年月日	年 月 日	

(裏面)

6 木造住宅の概要					
建物概要	所在地	富里市			
	用途	□一戸建て □併用 (□店舗 □事務所 □その他)			
	規模 (床面積)	階	住宅部分	住宅以外の部分	合計
		3 階	m ²	m ²	m ²
		2 階	m ²	m ²	m ²
		1 階	m ²	m ²	m ²
				延べ面積	
	構造・工法				
	着工日	年 月 日			
	建築年月日	年 月 日			
	確認通知	年 月 日 第 号			
	検査済証	年 月 日 第 号			
増築の有無	有 ・ 無				
設計図書	有 ・ 無				
耐震診断士	氏名	年度 第 号			
備考					

同意書

富里市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第2条第1号及び第3条の規定についての交付決定の審査のために、次の(1)から(3)までに掲げる事項について市が保有する公簿等により市長が確認することに同意します。

署名 _____ (印)

(生年月日) 年 月 日

※世帯全員の同意は【別紙】のとおり

- (1) 住民基本台帳の記載状況 (世帯全員)
- (2) 市税 (国民健康保険税を含む。) の滞納の有無 (世帯全員)
- (3) 建築基準法の建築確認申請書類

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、富里市木造住宅耐震診断費補助金については、富里市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 交付条件等
 - (1) 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。補助対象者は、上記の期限までに補助事業の完了をすることができないときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。
 - (2) 承認事項等
 - ア 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - (7) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (8) 補助事業を取りやめようとするとき。
 - イ 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (3) 補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。
 - (4) 補助対象者は、補助事業の完了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。
 - (5) この補助金は、市長が補助対象者から提出を受けた実績報告書を審査した後、に確定し、補助対象者からの請求に基づき交付する。

第3号様式（第7条関係）

富里市木造住宅耐震診断費補助事業変更承認申請書

富里市長

様

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け指令第 号にて富里市木造住宅耐震診断費補助金診断費補助金の交付決定があった木造住宅の耐震診断について、次のとおり（事業内容の変更・事業の中止）に係る承認を受けたいので、申請します。

補助対象木造住宅の所在地	富里市
変更の内容又は中止の理由	
変更・中止予定年月日	
添付書類	

※補助対象木造住宅の所在地には、建物がある土地の地名地番を記入すること。

第4号様式（第7条関係）

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市木造住宅耐震診断費補助事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市木造住宅耐震診断費補助事業変更承認申請については、富里市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、承認したので通知します。

第 5 号様式（第 8 条関係）

富里市木造住宅耐震診断費補助事業実績報告書

年 月 日

富里市長

様

申請者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け指令第 号 にて補助金の決定があった
木造住宅の耐震診断の実績について、富里市木造住宅耐震診断費補助金交付要
綱第 8 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
補助金の交付決定額	円
補助対象経費	円
耐震診断結果	
耐震診断士	氏名
添付書類	1 耐震診断の結果を記載した書面（診断表に相当するもの） 2 耐震診断の実施状況を撮影した写真 3 耐震診断に要した費用の領収証の写し
備考	

第 6 号様式（第 9 条関係）

達第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市木造住宅耐震診断費補助金交付確定通知書

年 月 日付で報告のあった木造住宅耐震診断費補助金については、富里市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

補助金交付確定額 金 円

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

富里市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書

年 月 日

富里市長

様

申請者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

富里市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交 付 請 求 額	円							
振 込 先 金 融 機 関	銀行・信用金庫							本店
	農協・信用組合							支店
	1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他（ ）							
	口座番号							
口座名義	(フリガナ)							
備 考								